

古文書を読む会学習記録

作成日 平成26年 6月13日

開催日	平成26年 6月12日	時 間	10:00～12:00
場 所	金沢公会堂	出席人数	12 名
講 師	真田雅行氏	作成者	真田雅行
テーマ	第 1 学習 (宿村 布川家文書 ⑥)		
概 要	<p>天保5年(1834)の「御用留」を読む。</p> <p>1. 下野領(しもつけ領)の宗門改め及び御勝手費用については兼ねて申し置いた通り請けてもらったので、月納の6割は江戸よりの帰宅までに、残りは20日迄に納めること。併し武蔵・相模領については下野領との兼ね合いもあるので、時節柄ご苦勞ながら精々努力して、兼ねての割合で21日頃までに上納されたい。尤帰ってから忙しく、20日には帰宅したいので上納方努力を頼みたい。</p> <p>勿論前年分の年貢については5月節句前迄に全納すべきだが、3月、4月月割り分 4月御番所金については11～2頃までに上納呉々も努力を頼みたい。</p> <p>(内容に判然としない部分があるが、金沢藩の財政拮据の様子が伺える)</p> <p>2. 幕府から人相書き付手配のお触れ</p> <p>遠州富新屋村で下記の息子(與四蔵)が親を切り付け殺害した。</p> <p>年齢 30歳、 中せい中肉、 色黒い方、 面体丸く小さい方、 あご細い方、 鼻常体、 目丸い方、 耳常体 少し遠い方、 口常体、 齒並び揃い 言舌分る方、 髪並びに月代常体、 眉毛常体、 髭少し有り、</p> <p>衣類紺浅黄 豎嶋単物を着 千草豎嶋 小倉帯を締め。</p> <p>右の人物を見つけたら留め置いて、天領は代官へ、私領は領主・地頭へ申し出、それより江戸の寺社奉行へ申し出ること。若し見聞きの節はそれも申し出ること。その場合家来やその家来等まで入念に精査すること。若し隠して別に判明した場合は処罰される。 午年(天保5年) 5月</p> <p>3. 5月 松平周防守(老中)回付書付の写し</p> <p>近来凶作の国多く米穀拮据に付、諸国の酒造りは前年の造米高の3分の1を減らすよう触れたが、未だ米価高値で難儀しているので、追って指示するまで3分の2を減らすこと。なお前迄の造米高、減らし高を代官や御領所並びに 領主・地頭へ書付をもって届けること。場合によっては臨時に改め役を派遣することもあるので、届出と相違のないよう 心得違いのないよう注意のこと</p> <p>4. 近頃領内百姓が他領の良からぬ者と共に御陣屋に出入することがあると聞く。</p> <p>夜更けまで帰らぬ者があるか良く穿鑿し不届きの場合逮捕し、場合により切捨てもあり、厳しく処分するので百姓にも徹底のこと。</p>		
参考資料	武州金沢領分布図		
次回予定	6月26日 第2学習 江戸時代の絵嶋生嶋事件⑥ 於金沢公会堂3号室		